

「ゆずってください」の情報を
「ちよだりサイクル情報紙」に掲載します。

ご家庭で不用になった家具や雑貨などで、まだ十分に利用ができる品物について、「ゆずりたい」方と「ゆずってほしい」方の情報を月1回、千代田区が発行する「ちよだりサイクル情報紙」に掲載しています。

1. 登録が必要です。

①「ゆずってください」は区民以外の方も登録できます。

※営利を目的とする方は登録できません。

②この専用はがきに必要事項を明記し、郵送（切手貼付のこと）かFAXで、千代田清掃事務所（FAX：3251-4627）までお送りください。

各出張所窓口、区役所総合窓口課でもお預かりします。

◇情報掲載期間

毎月25日に締め切り、翌月より3か月間「ちよだりサイクル情報紙」に掲載します。

*個人情報は紙面に掲載しません。

*品物等の写真を『情報紙』に掲載することもできます。

2. 品物の引渡しまでの流れ

①「ゆずりたい方」から千代田清掃事務所に連絡がありましたら、登録された方の連絡先をお伝えします。

ゆずってください

本枠の中だけ記入してください

登録番号	登録年月日	年	月	日	登録有効期限	年	月	末日まで
氏名	フリガナ				自宅電話番号 F A X 携帯電話番号 連絡可能な時間帯	03- 03- - -	- - -	
自宅住所	品名							
メーカー名 規格・形式 寸法など	品物の程度							
希望価格				円	円位で/無料で			

(きりとり線)

郵便はがき

切手をお貼
りください。

101-0021

千代田区外神田 1 - 1 - 6

千代田清掃事務所 行

(きりとり線)

②交渉は当事者同士で直接行ってください。(登録品の品質・性能等の不良・欠陥、その他取引に関する問題について、区では一切責任を負いません。)

③交渉成立後は登録の抹消をしますので、千代田清掃事務所まで連絡してください。

3. 登録できるもの

十分使用または活用できるもの

(例) 家具、衣料、ベビー用品、雑貨、自転車、楽器等

4. 登録できないもの

安全面、衛生面など確認ができないもの

(例) 電気製品、飲食物、動物、薬品類、酒類等

◇「ちよだりサイクル情報紙」は下記の区立施設にあります。

区役所総合窓口課、麹町出張所、富士見出張所、
神保町出張所、神田公園出張所、万世橋出張所、
和泉橋出張所、ちよだパークサイドプラザ、
いきいきプラザ一番町、高齢者センター、千代田保健所、
九段生涯学習館、千代田図書館、四番町図書館、
昌平まちかど図書館、神田まちかど図書館、
スポーツセンター、障害者福祉センターえみふる、
リサイクルセンター鎌倉橋、飯田橋車庫、
千代田清掃事務所 ※区HPにも掲載されます。

◇お問い合わせ

千代田清掃事務所

TEL 3251-0566・FAX 3251-4627

E-mail seisoujimusho@city.chiyoda.lg.jp